

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

第三号	認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和二年三月十日			埼玉県八潮市大字八條字和ノ村千五百六十七番一の一部	埼玉県越谷建築安全センター